高島市職員採用試験実施要項

【令和８年度（令和１０年４月）採用：早期採用枠】



“高島市の歴史の１ページ”を共に創造できる方を、
高島市職員一同、心よりお待ちしております。

高島市が求める人材像

- ◆ 高島市への“熱い想い”を持っている人
- ◆ 公務員としての高い志を持ち、高島市民の想い・願いを共有し、それらを行動に移せる人
- ◆ 豊かな感性を持ち、人間的な魅力を備えた人
- ◆ 広い視野と柔軟な思考力があり、最後まで職務をやり遂げることができる人

申込受付期間 ： 令和8年10月1日（木）から10月16日（金）まで

受験申込みは「職員採用情報ページ」からWebでの手続きとなります

高島市の採用試験が受けやすくなります！！

選考内容を大幅に改善！「受験しやすさ」を追求します！！

高島市では、より多くの皆さまに安心して挑戦していただけるよう、採用試験のプロセスを大幅に見直しました。

1. １次試験の内容を「事務能力検査」のみに一本化！

これまで実施していた「適性検査」「教養試験」「記述試験」を廃止します。
公務員試験対策が不要となり、どなたでも挑戦しやすくなりました。

2. 選考フローを短縮！「２次試験まで」で内定へ

受験者の皆さまの負担軽減と、早期内定を目指し、すべての職種で3次試験を廃止し、２次試験までで合否判定を行います。

3.「早期採用枠（上級試験）」を新設！

20歳（大学3年生相当）から受験可能な「早期採用枠」を新設します。早期に就職先を決めたい学生の皆さんも、ぜひこの機会をご活用ください。

4.あなたの「熱量」を重視します！二次試験のポイント

「自己 PR プレゼンテーション」×「個人面接」
あなたの主体性や高島市への思いを、プレゼン形式で自由に表現してください。プレゼン内容は高島市にとって必要な人材であることを PR してください！

～チャレンジ精神溢れる求職者のみなさまの挑戦をお待ちします～

1. 試験概要

高島市の職員採用試験は、『**人物重視**』の採用試験を実施します。高島市職員として働きたい方はぜひご応募ください。

2. 募集内容

区分	募集職種	募集人数	受 験 資 格
上級	一般行政職 （早期採用枠）	3名程度	平成９年４月２日から平成１８年４月１日までに生まれた方で、学校教育法に定める大学または大学院の教育課程を令和１０年３月に卒業（修了）見込みの大学生または大学院生（※1） ※ 大卒程度の上級試験です。

※1　平成18年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学または大学院の教育課程を令和10年3月に卒業（修了）する見込みの者ならびに市長がこれらの者と同等の資格があると認める者を含む。

【注意事項】

（1） 上記職種は**令和10年4月1日**採用となります。

（2） 早期採用枠で不合格になった場合でも、次年度に通常枠として募集する「一般行政職（上級）」にチャレンジいただくことは可能です。

（3） 採用後は市内や近隣市町に居住し、緊急時に迅速に対応できる方を希望します。

（4） 普通自動車免許（AT限定含む）を保有される方を希望します。

（5） 地方公務員法第16条に定める欠格条項（以下ア～ウ）に該当する方は、受験資格がありません。

ア） 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ） 高島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

ウ） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（6） 日本国籍を有しない方は、任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わる程度が強いもの）以外の職に任用されます。

（7） 日本国籍を有しない方は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

【合格から採用まで】

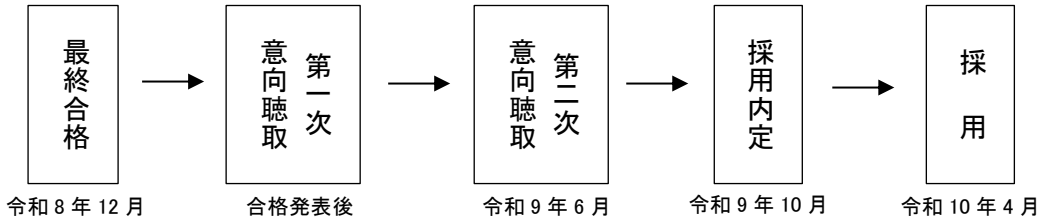
（1） 最終合格者は、職員採用候補者名簿（有効期間2年）に登載されます。

（2） 採用候補者名簿に名前が登録された人については、合格発表後および令和9年6月以降の意向聴取を受けた後、採用内定通知を受け取り初めて採用が決定します。

なお、最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、辞退等が生じた場合に限り、採用の対象となります。

（4）最終合格者であっても、受験時に大学または大学院を卒業（修了）見込みであった人で、採用日までに卒業（修了）ができなかった場合は採用されません。

（早期採用枠）の最終合格から採用までの流れ



３．申込手続きの方法

『高島市職員採用情報ページ』の**「エントリーフォーム」**から申し込み手続きを行ってください。
手続きの前に、本要項および同ページの「エントリーフォームからの申込方法」を必ずお読みください。

高島市職員採用情報ページ URL
https://www.city.takashima.lg.jp/gyoseijoho/takashimashinitsuite/1/1/index.html

【注意事項】
（１） 本市は、**「職員採用管理システム（Be-Smart）」**で試験の申込受付を行います。
システムのガイドに沿って、「仮登録」に続き「本登録」を行ってください。
また、次のドメインからのメールが受信できるよう事前に設定をお願いします。
＊@city.takashima.lg.jp（市役所：非常時連絡）
＊@bsmrt.biz（申込受付、合否通知、各種案内）
＊@cbt-s.com（テストセンター案内）
＊@ibt-cloud.com（Web検査案内）
（２）「本登録」メールのURLは、受信後２４時間以内にログインしないと無効となります。
（３）「本登録」には、顔写真データをご準備ください。
（４）「本登録」の完了後は、登録されたメールアドレスに確認メールが自動で送信されます。
（５） お申込みから３日以内（市役所の閉庁日を除く）に、第１次試験に関する連絡メールが届きますので、必ず内容を確認してください。
（６） 確認メール・連絡メールが届かないとき、内容に誤りがある場合は、必ず人事課までご連絡ください。
メールが受信できない場合は、メールのフィルタリング機能により迷惑メールとして隔離されていることがありますので、ご確認ください。
（７） 本市では、**郵送による申込手続きは行っていません**のでご注意ください。
（８） 申込手続きに問題が生じても、募集締切り間近では対応できない場合があります。
お申込みは余裕をもって早めに済ませてください。
（９） メール受信設定の不具合、申込手続きの不備等により、申込期間内にお申込みが完了せず受験ができない場合でも、本市は一切責任を負いません。

4. 選考試験内容

【 第1次試験 】

［能力検査］

対象職種	内容・詳細	日　程	試験会場
一般行政職 （早期採用枠）	事務能力検査 ・テストセンター方式 （SCOA-C） ・約50分	令和8年10月2日（金） ～ 令和8年10月23日（金）	テストセンター ・近畿2府4県 ・各自で予約

◎注意事項

（1） **受験者が自身の都合に合わせて受験日時・会場を予約**し、上記の期間中に受験していただく方式です。

（2） 試験会場となるテストセンターは全国にありますが、高島市を受験される方が使用できる会場は、**近畿2府4県内**に限ります。**対象外の会場での受験は無効**です。

・滋賀県・・・JR「膳所駅」の付近など
・京都府・・・JR「京都駅」、地下鉄「四条駅」の付近など
・大阪府・・・JR「大阪駅」、各線「梅田駅」の付近など

（3） テストセンターにおける**別試験の結果は流用できません。**上記の試験期間中に、テストセンター会場にて試験を受けてください。

（4） 本人確認のため、**写真付き身分証明書（運転免許証・学生証など）**を、テストセンター会場で提示してください。受験票は必要ありません。

（5） テストセンターによっては、受験できる日が月に数回に限られています。早めのご登録と受験予約をお勧めします。

【 第2次試験 】

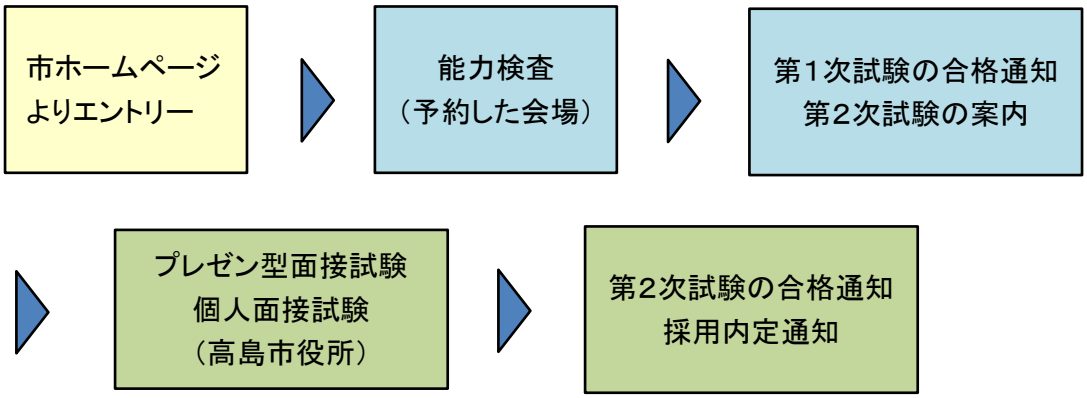
［プレゼン型面接試験×個人面接試験］

対象職種	内容・詳細	日　程	試験会場
一般行政職 （早期採用枠）	・ 事前に資料を作成し、プレゼンによる提案発表、質疑応答を行う面接試験 ＊約30分×1回	令和8年11月28日（土）	高島市役所 （高島市新旭町北畑565番地）

【 試験の流れ 】

試験内容、日程等が都合により変更となる場合は、各受験者へお知らせします。

［一般行政職（早期採用枠）］



5. 主な職務内容

一般行政職	・まちづくりの計画や戦略を立て実行しています。 ・防災から災害対応まで、危機管理に備えています。 ・市民に税金、料金を課して徴収をしています。 ・健康保険や国民年金に関する手続きをしています。 ・まちの環境、衛生を守れるように取り組んでいます。 ・お年寄りや障がいのある人、子育て世代を支えています。 ・田や畑、山、湖を守り、自然や作物の活用を考えています。 ・まちの観光地や地場産業の発展を支えています。 ・道路や川、公営住宅、上下水道の整備、管理を行っています。 ・小中学校、教育施設、スポーツ施設を運営しています。

＜ 高島市が求める人材像 ＞

高島市への"熱い想い"を持っている人

「高島市の」職員として、高島市のために何ができるか、何が必要かを常に考え、まちづくりに対する自分自身の想いを語ることができる。

公務員としての高い志を持ち、高島市民の想い・願いを共有し、それらを行動に移せる人

「より良い市民生活の実現」のために働いているという意識を忘れず、市民の想いや願いに寄り添いながら、目指すべき目標に向かって行動できる。

豊かな感性を持ち、人間的な魅力を備えた人

相手の話をじっくり聴き、その想いを理解し、尊重することができる「感性の豊かさ」や「包容力」、そして「素直な気持ち」を持っている。

広い視野と柔軟な思考力があり、最後まで職務をやり遂げることができる人

社会の変化を敏感に察知し、前例や常識にとらわれず、目標を達成するために創意工夫をしながら取り組める。

6. 勤務条件

※ 法令改正等により変更されることがあります。

○初任給（基本給料月額、令和8年4月現在）



※いずれの職種も規定に基づき、学歴、職歴等により調整されます。

▼一般行政職（上級試験：行政職給料表適用）
・大学卒業程度　232，000円（上級）

○期末・勤勉手当（令和7年度実績、人事評価により変動あり）

給料月額を基礎として、年4．65か月の期末手当・勤勉手当が支給されます。

○勤務時間



8：30～17：15（12：00～13：00は休憩時間）
※ 時間外勤務が発生することがあります。

○福利厚生

定期健康診断、ストレスチェックをはじめ、職員互助会による福利事業、厚生事業、保険事業により、給付や助成等の制度があります。



○諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当等が規定に基づき対象者に支給されます。

○休日・休暇等

＊休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
＊休暇：年次有給休暇（年20日）、夏季特別休暇（5日）、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、育児休業等

［お問い合わせ］

高島市総務部人事課

〒520-1592
高島市新旭町北畑 565 番地（高島市役所本館２階）
TEL：0740-25-8525
E-mail：jinji@city.takashima.lg.jp